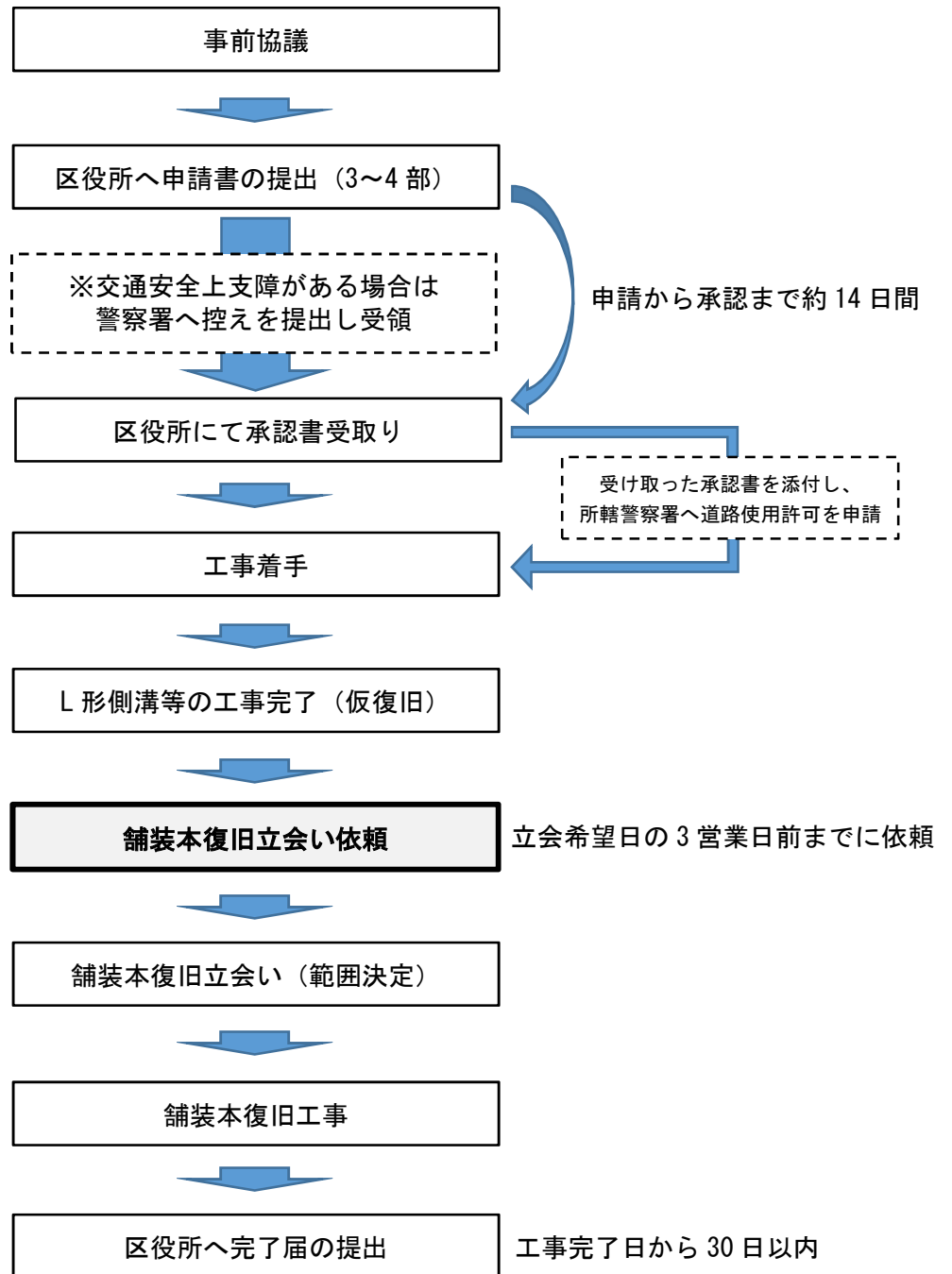


自費工事手続きフロー



注意事項

- ・ 警察署の意見欄に押印された申請書控えは、区役所で承認書を受取る際に確認が必要となるため、忘れずにお持ちください。
- ・ 申請書に記載する工事期間は舗装本復旧までを見込んだ期間としてください。
- ・ 舗装本復旧前の状態（仮復旧の状態）では、完了届は受け付けられません。
- ・ 完了届に添付する写真は、舗装本復旧に関する工事写真も必要です。
- ・ 舗装本復旧の工事を申請者で行わない場合（ガスや水道の企業等が行う場合）は、別途ご相談ください。

自費工事施行に伴う舗装復旧範囲について

L 形側溝や境石等を施工する際に、影響範囲として舗装復旧を 500mm 以上の幅で行うよう申請していただいておりますが、これはあくまで最小幅の目安となります。

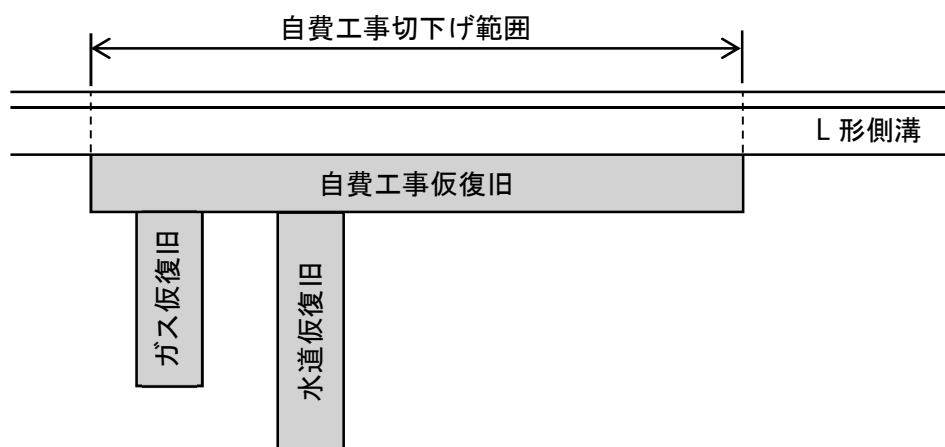
例えば、建築工事に伴い水道やガスの引込み工事による舗装跡がある場合や、道路排水勾配が確保できない場合等においては、現況の舗装状況を考慮して立会いにより舗装本復旧の範囲を決定します。

そのため、L 形側溝や境石等を施行した後は、原則として**必ず土木サービスセンターに舗装本復旧立会いの依頼をしてください**。連絡先は、提出された申請書に区職員が記載します。

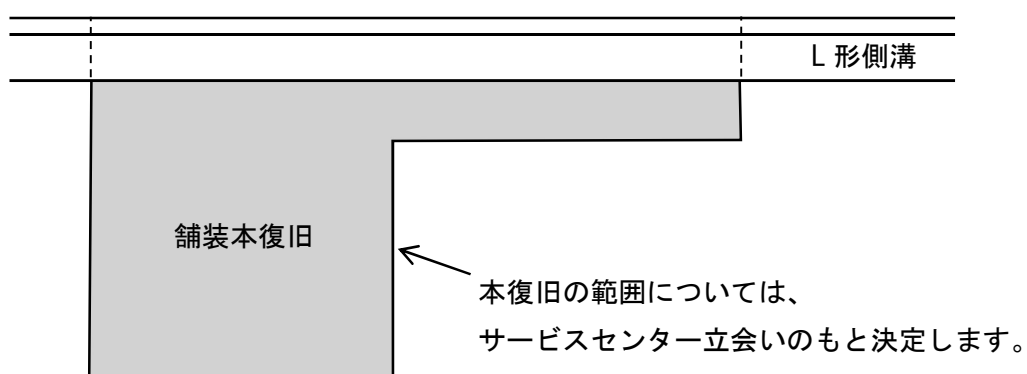
水道やガス等の企業担当者へは、土木サービスセンターから連絡を取り立会い日を決定しますので、その指示に従ってください。

例：水道、ガスの引込み工事がある場合

（仮復旧の状態）



（立合い後の本復旧範囲）



舗装復旧立会いの連絡先

- 南部土木サービスセンター 工事調整係（環状八号線より南側の場合）
TEL:03-3579-2508
- 北部土木サービスセンター 工事調整係（環状八号線より北側の場合）
TEL:03-5398-7333